		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初から援助	ウ．随時を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
31	31	20	14	13	11	5	22	24	0	1	5	5	0	0	29	0	2	2	16	5	14	0	0	0	1	1	13	0	4	12	1	6
和歌山県	和歌山市	○	○	○	○		○	○							○										○	申請を希望する者が学校に提出。ただし、就学予定児童については申請を希望する者が教育委員会に提出。			○	○	○	
和歌山県	海南市	○	○			○	○	○							○				○											○		
和歌山県	橋本市	○		○	○		○	○							○						○								○			
和歌山県	有田市	○	○								○	就学前の子供に配布する冊子（有田市子育て応援ブック）に制度の案内を掲載			○				○								○					
和歌山県	御坊市	○		○	○		○	○							○						○									○		
和歌山県	田辺市	○	○				○	○							○				○										○	○		
和歌山県	新宮市	○			○			○							○						○									○		
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○	○							○				○		○						○			○		
和歌山県	岩出市	○	○		○	○	○	○							○				○								○					
和歌山県	紀美野町	○	○	○			○	○							○						○						○					
和歌山県	かつらぎ町	○		○	○	○	○	○			○	転入時及び児童扶養手当受給申請時、担当窓口において就学援助制度書類を配布			○				○	○									○			○
和歌山県	九度山町	○		○			○	○			○	入学時・進級時以外にも年数回案内チラシを配布					○	4月当初の時点で認定条件に該当していたが提出期限に申請が間に合わず、後から申請があった場合には4月分から遡って支給します。年度途中で家庭状況・経済状況が変わったことにより途中認定となった場合は、認定条件が揃った時点からの分を支給します。（申請時点からの支給ではなく、認定条件が揃った時点からの支給。ただし年度を跨いでの遡り認定はしません。）	○									○					○
和歌山県	高野町						○	○									○	4月当初の時点で認定条件に該当していたが、提出期限に申請が間に合わず、後から申請があった場合には4月から遡って支給します。年度途中で家庭状況・経済状況が変わったことにより、途中認定となったっ場合には認定状況が揃った時点からの分を支給します。（申請時点からの支給ではなく、認定条件が揃った時点からの支給。ただし、年度をまたいでの支給はしない。）	○														○
和歌山県	湯浅町	○					○	○							○				○								○					
和歌山県	広川町		○				○	○							○						○											
和歌山県	有田川町		○								○	就学児健診の際に、保護者に説明			○				○													
和歌山県	美浜町		○				○								○				○													
和歌山県	日高町	○	○	○											○					○										○		
和歌山県	由良町	○	○								○	児童扶養手当受給申請の際に、担当者から教育委員会へ案内するよう依頼している。			○					○												○
和歌山県	印南町	○			○			○							○				○											○		
和歌山県	みなべ町	○		○			○	○							○					○							○					
和歌山県	日高川町		○	○			○	○							○						○						○			○		
和歌山県	白浜町			○			○	○							○				○													○
和歌山県	上富田町	○			○										○				○		○						○					
和歌山県	すさみ町						○	○							○				○													
和歌山県	那智勝浦町	○		○			○	○							○				○	○	○									○		
和歌山県	太地町				○	○	○	○							○						○						○					
和歌山県	古座川町	○			○		○	○							○						○						○					
和歌山県	北山村									○					○						○						○					
和歌山県	串本町			○				○							○						○									○		○
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合		○				○	○							○						○						○			○		

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全て に○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7） （4）でア．イ．ウ．エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7）の場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に配布又は就学案内の書類に配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所に案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
31	31	24	3	3	0	0	1	1	24	1	0	2	0	0	0	0	0	2	6	16	0	11	7	13	10	4	1	2	0	4	3	3	0	1	1	2	1	1	2
和歌山県	和歌山市	○							○											○		○	○	○	○														
和歌山県	海南市	○							○											○										○									
和歌山県	橋本市	○							○											○		○		○															
和歌山県	有田市	○							○										○												○	就学時健康診断案内の書類とともに配布							
和歌山県	御坊市	○							○										○						○														
和歌山県	田辺市		○							○																													
和歌山県	新宮市	○							○									○							○														
和歌山県	紀の川市	○							○											○		○	○	○	○	○													
和歌山県	岩出市	○							○										○			○	○	○	○	○													
和歌山県	紀美野町	○							○										○			○		○															
和歌山県	かつらぎ町	○							○											○			○	○	○	○													
和歌山県	九度山町	○							○											○				○															
和歌山県	高野町		○									○																											
和歌山県	湯浅町			○																																○			学校を通しての申請書の提出が難しいため。
和歌山県	広川町			○																																	○	○	周知徹底に係る通知事務等が多岐に渡るため。
和歌山県	有田川町	○							○										○												○	就学児健診の際に、保護者に説明							
和歌山県	美浜町	○							○											○							○	○												
和歌山県	日高町	○							○										○			○	○	○															
和歌山県	由良町	○							○											○		○	○								○	対象になると思われる方へ事前に案内書類を送付している。							
和歌山県	印南町	○							○											○		○			○			○											
和歌山県	みなべ町	○							○											○		○		○															
和歌山県	日高川町	○							○											○			○	○						○									
和歌山県	白浜町		○									○																											
和歌山県	上富田町	○							○									○				○			○														
和歌山県	すさみ町			○																														○	○	○			
和歌山県	那智勝浦町	○							○											○		○		○						○									
和歌山県	太地町	○							○											○				○	○	○													
和歌山県	古座川町	○							○											○					○														
和歌山県	北山村	○							○											○										○									
和歌山県	串本町	○							○											○				○															
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合						○	小学校はなく中学校のみのため																															

																												3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）														
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内態手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へ、した場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	（2）（1）のキの内容
31	31	29	1	1	0	0	0	0	29	0	0	1	0	0	0	0	1	3	7	18	0	1	1	1	0	0	0	7	0	17	0	1	4	2	5
和歌山県	和歌山市	○							○											○								○							
和歌山県	海南市	○							○											○								○							
和歌山県	橋本市	○							○											○										○					
和歌山県	有田市	○							○										○															○	認定基準が整備されておらず、現在検討もしていない。
和歌山県	御坊市	○							○										○											○					申請はいつでも可能
和歌山県	田辺市	○							○										○											○					家計急変世帯についても、通常の認定基準で審査している
和歌山県	新宮市	○							○									○												○					
和歌山県	紀の川市	○							○											○								○							
和歌山県	岩出市	○							○										○											○					相談があった場合、個別事例に応じて認定基準の案内
和歌山県	紀美野町	○							○											○										○					
和歌山県	かつらぎ町	○							○											○										○					
和歌山県	九度山町	○							○											○								○							
和歌山県	高野町		○									○																		○					
和歌山県	湯浅町	○							○								○													○					
和歌山県	広川町	○							○											○										○					
和歌山県	有田川町	○							○										○											○					
和歌山県	美浜町	○							○											○										○					
和歌山県	日高町	○							○										○														○		
和歌山県	由良町	○							○											○														○	検討していない。
和歌山県	印南町	○							○											○										○					
和歌山県	みなべ町	○							○											○										○					
和歌山県	日高川町	○							○											○													○		
和歌山県	白浜町	○							○									○										○							
和歌山県	上富田町	○							○									○										○							
和歌山県	すさみ町			○																		○	○	○						○					
和歌山県	那智勝浦町	○							○											○										○					
和歌山県	太地町	○							○											○										○					
和歌山県	古座川町	○							○											○								○							
和歌山県	北山村	○							○											○													○		
和歌山県	串本町	○							○										○													○			
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○							○											○													○		

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）					4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の13倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエと上した場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																							倍	倍			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が、いない、影響を受ける所帯層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
31	31	20	18	15	16	16	24	7	3	11	13	10	9	9	4	4	2	7	0	14	13	0	14	0	0	6	0	0	0	0	0	6	6	
和歌山県	和歌山市						○										○				1					○							平成25	7	20%未満
和歌山県	海南市		○	○	○	○	○			○					○					○				・家庭の経済的理由により学校納付金の納付状態が悪い場合又は学用品、通学用品等に不自由している等、家庭の生活状態が困窮していると認められる世帯で、 かつ、前年度（1月から7月に申請があった場合は前々年度とする。）における世帯全員の総所得金額の合計が、教育委員会が別に定める就学援助の適用基準未満であること。 ・失職等により家計が急変し、生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、当該年度における世帯全員の総所得金額の合計が適用基準未満であること。											15%未満
和歌山県	橋本市																		○		1														20%未満
和歌山県	有田市	○			○	○	○													○				地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づき市町村民税が非課税である者。ただし、児童扶養手当の支給が停止されている者は除く。											15%未満
和歌山県	御坊市	○	○				○																												25%未満
和歌山県	田辺市																○				1					○							平成24	12	20%未満
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																					20%未満
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○			○	○									○				上記以外の特別な事情により就学援助が必要と教育長が認めたもの											15%未満
和歌山県	岩出市	○		○	○	○	○			○	○									○				市民税が非課税の方で、障害者、未成年者、ひとり親、寡婦の方											15%未満
和歌山県	紀美野町	○					○							○					○		1.5														15%未満
和歌山県	かつらぎ町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○		1.2														25%未満
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○				国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免、世帯更正貸し付け補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者											20%未満
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○		1														20%未満
和歌山県	湯浅町																		○		1.1														20%未満
和歌山県	広川町																		○		1.1														10%未満
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																					10%未満
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○		○	○									○				その他要保護者に準ずる程度に困窮し、教育委員会が特に援助を行うことが必要であると認める者											15%未満
和歌山県	日高町						○													○				ひとり親医療受給資格世帯											10%未満
和歌山県	由良町						○													○				ひとり親世帯で町民税非課税											15%未満
和歌山県	印南町																			○				校長ヒアリングを行い、家庭状況等を加味した上で教育委員会により判断する。											5%未満
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成25	8	10%未満
和歌山県	日高川町	○	○				○													○				教育委員会が特に必要と認めた者											15%未満
和歌山県	白浜町															○					1					○						平成25	8	10%未満
和歌山県	上富田町													○						○				世帯構成員のうち、所得があるもの全員の合計所得額に各種手当金、養育費等を加算し、町の基準額と照らし合わせて協議											10%未満
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○					○			○	○					1.2					○						平成30	2	20%未満
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○			○	○																								20%未満
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○																				10%未満
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		1.3														25%未満
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○			○	○									○				学校長、関係機関及び教育委員会の協議で特に認定が必要と認めた者											20%未満
和歌山県	串本町	○	○				○					○	○			○				○	1.3			自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められるもの			○						平成24	12	25%未満
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○				○													○				教育委員会が特に必要と認めた者											25%未満

都道府県	市町村名	7. 令和4年度準要保護就学援助額 1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1） 費目毎の援助額 学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
31	31	30	0	0	0	0	0	30	30	0	1	30	0	0	0	0	0	30	30	0	0	6	3	3	2	2	2	0	0	1	0	30	17	17	10	10	10	2	2	1	0	24
和歌山県	和歌山市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	12,389					医療費実績なし。
和歌山県	海南市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,067					通学用品費は、一年生を除く。
和歌山県	橋本市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	16,772								学用品費・通学用品費について、途中認定の場合は月割りで支給。校外学習費（宿泊を伴う）については、新型コロナウイルス感染症の流行により実施されなかったため該当なし。通学費について、片道4km以上公共交通機関を利用する該当者がいない。医療費については、小中学生医療費助成制度により、保護者の自己負担がないため、該当なし。
和歌山県	有田市	○						○	11,630			○						○	74,060													○			○	22,690	19,162					新入学児童生徒学用品費等については、ふるさと応援寄付金を活用して20,000円上乗せしている。
和歌山県	御坊市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費について、令和3年度の実績はありません。
和歌山県	田辺市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,938					
和歌山県	新宮市	○						○	14,780			○						○	51,060													○	○	16,891								・通学用品費は、学用品費とともに支給している。2～6年生の場合、合わせて14,780円。 国の要保護補助金の予算単価よりも高いが、10年以上前から同額を支給しており何を参考に設定した金額かは不明。 1年生…12,610円、33人 2～6年生…14,780円、153人 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）と医療費は、令和3年度支給実績なし。 ・令和4年度から市立小学校の児童の学校給食費が無償化されたため、就学援助による支給が不要となった。要綱の改正により対象費目から除外する予定。
和歌山県	紀の川市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	18,653					【給食費】紀の川市内令和4年度より無償化（令和9年3月31日までの5年間）、市外公立校通学者実費。
和歌山県	岩出市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	15,903					医療費について、令和3年度は実績なし。
和歌山県	紀美野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	12,928					
和歌山県	かつらぎ町	○						○	11,630			○						○	51,060			○			○	40,020	0					○	○	20,358								通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費は実績なし。オンライン学習通信費については、原則自宅にインターネット環境がない家庭を対象とし、モバイルルーターを教育委員会が一括購入の上無償貸与し当該モバイルルーターの通信費を直接業者に支払っています。（他の就学援助費目と違い就学援助対象一家庭につき3,850円/月の通信費を教育委員会が負担しています。小学生と中学生のきょうだいがいる家庭は小学校費で対象）
和歌山県	九度山町	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○	○	14,376								通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、オンライン学習通信費、医療費は実績なし。
和歌山県	高野町	○						○	7,500			○						○	15,000													○			○	30,000	1,836					修学旅行費について本町は都市部より隔離した地域であり比較的交通費等が多く掛かるため、実績より積算した額である。 修学旅行の支給平均額が少ないのは、本町で全児童生徒を対象に行っている義務教育無償化にて定額支給した後、金額が超過した部分を援助しているため。
和歌山県	湯浅町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	19,932					医療費については、実績無し。
和歌山県	広川町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	25,990								○	○	20,951								
和歌山県	有田川町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	11,185								校外活動費（宿泊を伴うもの）・・・実績なし 医療費・・・実績なし（全児童が対象となる他制度で支給） 社会科副読本・・・小学校3年生対象
和歌山県	美浜町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,917								校外活動費（宿泊を伴うもの）については実績がなかった。
和歌山県	日高町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	21,845								宿泊を伴う郊外活動の実施が無かった。
和歌山県	由良町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	23,163								・通学用品費については、小学1年生は支給対象外となっている。 ・通学費について、令和3年度は実績なし。
和歌山県	印南町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			第1学年については、通学用品費を含まない。 校外活動費及び医療費の実績無し。
和歌山県	みなべ町	○						○	11,630			○						○	54,060													○								○		修学旅行費　1泊22,690円　2泊28,190円 医療費　実績なし
和歌山県	日高川町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,615								
和歌山県	白浜町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	21,593								
和歌山県	上富田町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	15,438								
和歌山県	すさみ町	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	35,000			（1）修学旅行費について、過去の実績等を勘案し35,000円の定額としてる。
和歌山県	那智勝浦町	○						○	11,630			○						○	51,060			○								○		○	○	10,942								通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助事業に該当する児童に対し定期券等の運賃相当額の3/4を支給。 令和3年度は医療費の支給実績なし。
和歌山県	太地町	○						○	※14,780		1年生：12,610円 それ以外の学年：14,780円	○						○	51,370													○	○	23,925								学用品費の中に通学用品費も含まれている為、高い設定となっている。 校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）実績なし。
和歌山県	古座川町	○						○	12,000			○						○	50,600													○	○	27,063								古座川町内在住の児童生徒は学校給食を一律で無償化しているため0円。 古座川町外在住の児童生徒へ学校給食費は支給が可能。（令和3年度は対象者がいないため0円。） 卒業アルバム代等については令和3年度支出なし。 学用品費が国の要保護補助金の予算単価より金額が高い理由→平成17年に「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律」の改正に伴い策定した「古座川町就学援助費認定及び支給に関する要綱」の単価に基づき支出しているが、単価については平成17年以降変更していない。単価の根拠については不明。
和歌山県	北山村	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	0								修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）については実績なし
和歌山県	串本町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,785								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なしです。給食は現物支給です。
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合																																									

(2) 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

(1) 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項	7. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
31	31	31	0	0	0	0	0	31	31	0	1	31	0	0	0	0	0	31	31	0	0	5	2	2	2	2	2	0	0	1	0	31	17	17	11	11	11	3	3	0	0	26	2
和歌山県	和歌山市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	25,929					医療費実績なし。	
和歌山県	海南市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	33,782					通学用品費は、一年生を除く。 校外活動費（宿泊を伴うもの）は、実績なし。	
和歌山県	橋本市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	58,889								学用品費・通学用品費について、途中認定の場合は月割りで支給。校外学習費（宿泊を伴う）については、新型コロナウイルス感染症の流行により実施されなかったため該当なし。通学費について、片道6km以上公共交通機関を利用する該当者がいない。医療費については、小中学生医療費助成制度により保護者の自己負担がないため、該当なし。	準要保護認定児童に対し、学童保育の保育料減免制度がある。 準要保護認定児童生徒に対し、給食費の減免を実施している。
和歌山県	有田市	○						○	22,730			○						○	80,000													○			○	60,910	31,418					新入学児童生徒学用品費等については、ふるさと応援寄付金を活用して20,000円上乗せしている。	
和歌山県	御坊市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,164					校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費について、令和3年度の実績はありません。	
和歌山県	田辺市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	58,489						
和歌山県	新宮市	○						○	26,050			○						○	60,000													○	○	25,796								・通学用品費は、学用品費とともに支給している。2、3年生の場合、合わせて26,050円。 国の要保護補助金の予算単価よりも高いが、10年以上前から同額を支給しており何を参考に設定した金額かは不明。 1年生…23,880円、42人 2～6年生…26,050円、78人 ・医療費は、令和3年度支給実績なし。 ・令和4年度から市立小学校の児童の学校給食費は無償化されたため、就学援助による支給が不要となった。要綱の改正により対象費目から除外する予定。	
和歌山県	紀の川市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	27,474					【給食費】紀の川市内令和4年度より無償化（令和9年3月31日までの5年間）、市外公立校通学者実費。 校外活動費（宿泊を伴うもの）については令和3年度実績なし。	
和歌山県	岩出市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	32,023						
和歌山県	紀美野町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	36,498					中学校校外活動費（宿泊を伴うもの）について、行事の実施が無く支給実績がありません。	
和歌山県	かつらぎ町	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	37,507					○	○	65,593								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。オンライン学習通信費については、原則自宅にインターネット環境がない家庭を対象とし、モバイルルーターを教育委員会が一括購入の上無償貸与し当該モバイルルーターの通信費を直接業者に支払っています。（他の就学援助費目と違い就学援助対象一家庭につき3,850円/月の通信費を教育委員会が負担しています。小学生と中学生のきょうだいがいる家庭は小学校費で対象）	以前からですが、本町は支給費目、支給金額とも和歌山県内の中では手厚い制度となっており、 教育委員会内の連携だけでなく児童扶養手当を所管する福祉部署等と連携し制度の周知に努めています。 また、各小中学校の先生方とも情報を共有する事で申請漏れがないように努め、 必要だと思われる家庭で申請書が提出されない家庭には学校に連絡するだけでなく、 児童福祉司が訪問するなどきめ細やかな対応ができていると思います。 随時申請を受け付けている為、年々年度途中からの申請が増加しています。 （最近は1、2月からの申請も増えています。） 就学援助費の支払いついては担当者にとって負担が大きいものの各小中学校の個人懇談日の 少し前に支払できるよう臨機応変に対応しています。
和歌山県	九度山町	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	0					○	○	43,410								通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、オンライン学習通信費、医療費は実績なし。	
和歌山県	高野町	○						○	16,600			○						○	20,000													○			○	60,000	7,600					修学旅行費について本町は都市部より隔離した地域であり比較的交通費等が多く掛かるため、実績より積算した額である。 修学旅行の支給平均額が少ないのは、本町で全児童生徒を対象に行っている義務教育無償化にて定額支給した後、金額が超過した部分を援助しているため。	
和歌山県	湯浅町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	59,914					医療費については、実績無し。	
和歌山県	広川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	69,351									
和歌山県	有田川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	22,578								校外活動費・・・実績なし 医療費・・・実績なし（全児童が対象となる他制度で支給）	
和歌山県	美浜町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	36,978								校外活動費（宿泊を伴うもの）については実績がなかった。	
和歌山県	日高町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	37,510								宿泊を伴う校外活動の実施が無かった。	
和歌山県	由良町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○	○	37,814								・通学用品費については、中学1年生は支給対象外となっている。 ・通学費について、令和3年度は実績なし。	
和歌山県	印南町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910			第1学年については、通学用品費を含まない。 校外活動費及び医療費の実績無し。	
和歌山県	みなべ町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910			医療費　実績なし	
和歌山県	日高川町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	21,174								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし	
和歌山県	白浜町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	66,046								体育実技用品費については令和3年度実績なし。	
和歌山県	上富田町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	53,274									
和歌山県	すさみ町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910				
和歌山県	那智勝浦町	○						○	22,730			○						○	60,000			○								○		○	○	40,506								通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助事業に該当する生徒に対し定期券等の運賃相当額の3/4を支給。 令和3年度は医療費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給実績なし。 学校給食費については、町立中学校4校中3校が現物支給、残りの1校が実費支給。	
和歌山県	太地町	○						○	※26,050		1年生：23,880円 それ以外の学年：26,050円	○						○	60,000													○	○	33,597								学用品費の中に通学用品費も含まれている為、高い設定となっている。 校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）実績なし。	
和歌山県	古座川町	○						○	24,000			○						○	57,400													○	○	31,935								古座川町在住の児童生徒は学校給食費を一律無償化しているため0円。 古座川町外在住の児童生徒へ学校給食費は支給が可能。 卒業アルバム等については令和3年度支出なし。 学用品費が国の要保護補助金の予算単価より金額が高い理由→平成17年に「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」の改正に伴い策定した「古座川町就学援助費認定及び支給に関する要綱」の単価に基づき支出しているが、単価については平成17年以降変更していない。単価の根拠については不明。	
和歌山県	北山村	○						○	22,320			○						○	47,400													○	○	34,100								校外活動費については実績なし	
和歌山県	串本町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	29,304								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なしです。給食は現物支給です。	
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	40,361					校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし	